

◎特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（条例第59号）

1 特別職の職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第3条、第4条関係）

- (1) 6月に支給する場合には100分の145に引き下げること。
- (2) 12月に支給する場合には100分の165に引き下げること。

2 施行期日

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。

ただし、1(1)は、平成22年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（条例第60号）

1 一般職の職員の給与に関する条例の一部改正

(1) 一般職の職員の自宅に係る住居手当を廃止することとした。（第28条の5関係）

(2) 一般職の職員の交通用具使用者に係る通勤手当について、支給限度額を月額35,000円に引き下げることとした。（第29条関係）

(3) 一般職の職員のうち再任用職員以外の職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第38条関係）

ア 6月に支給する場合には100分の125（特定幹部職員にあっては、100分の105）に引き下げること。

イ 12月に支給する場合には100分の150（特定幹部職員にあっては、100分の130（平成21年12月にあっては、100分の125））に引き下げること。

(4) 一般職の職員のうち再任用職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第38条関係）

ア 6月に支給する場合には100分の65（特定幹部職員にあっては、100分の55）に引き下げること。

イ 12月に支給する場合には100分の85（平成21年12月にあっては100分の80、特定幹部職員にあっては100分の75（平成21年12月にあっては、100分の70））に引き下げること。

(5) 一般職の職員の勤勉手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第39条関係）

ア 再任用職員以外の職員においては、100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の90）に引き下げること。

イ 再任用職員に12月に支給する場合には、100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）に引き下げること。

(6) 一般職の職員の義務教育等教員特別手当について、支給限度額を月額11,700円に引き下げることとした。（第40条の2関係）

(7) 一般職の職員の給料月額を改定することとした。（別表第1～別表第5関係）

(8) 一般職の職員の教育職給料表について、職務の級に特2級を加えることとした。（別表第3関係）

(9) その他所要の整備をすることとした。（第41条の6関係）

2 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

平成18年4月1日に行った給料の切替えに伴う経過措置を改めることとした。（附則第8項関係）

3 施行期日等

(1) この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、次に掲げる部分については、それぞれ次に定める日から施行することとした。（附則第1項関係）

ア 1(2)及び1(6) 平成22年1月1日

イ 1(3)、1(4)（いずれも平成21年12月に係る部分を除く。）、1(5)ア（特定幹部職員に係る部分に限る。）、1(5)イ及び1(8) 平成22年4月1日

(2) 平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置を講ずることとした。（附則第2項、附則第3項関係）

(3) この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定めることとした。（附則第4項関係）

(4) 医療局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することとした。（附則第5項関係）

(5) 企業局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正することとした。（附則第6項関係）

◎市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第61号）

1 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部改正

- (1) 職員の自宅に係る住居手当を廃止することとした。（第23条の4関係）
- (2) 職員の交通用具使用者に係る通勤手当について、支給限度額を月額35,000円に引き下げることにした。（第24条関係）
- (3) 主幹教諭及び指導教諭について適用される給料表及び支給対象とする手当を定めることにした。（第25条、第31条の2、別表第2関係）
- (4) 職員のうち再任用職員以外の職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第29条関係）
  - ア 6月に支給する場合には100分の125に引き下げることにした。
  - イ 12月に支給する場合には100分の150に引き下げることにした。
- (5) 職員のうち再任用職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第29条関係）
  - ア 6月に支給する場合には100分の65に引き下げることにした。
  - イ 12月に支給する場合には100分の85（平成21年12月においては、100分の80）に引き下げることにした。
- (6) 職員の勤勉手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第30条関係）
  - ア 再任用職員以外の職員においては、100分の70に引き下げることにした。
  - イ 再任用職員に12月に支給する場合には、100分の35に引き下げることにした。
- (7) 職員の義務教育等教員特別手当について、支給限度額を月額11,700円に引き下げることにした。（第31条の2関係）
- (8) 職員の給料月額を改定することとした。（別表第1～別表第3関係）
- (9) その他所要の整備をすることとした。（第31条の3関係）

2 市町村立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正

平成18年4月1日に行った給料の切替えに伴う経過措置を改めることにした。（附則第8項関係）

3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、次に掲げる部分については、それぞれ次に定める日から施行することとした。（附則第1項関係）
  - ア 1(2)及び1(7) 平成22年1月1日
  - イ 1(3)、1(4)ア、1(5)（平成21年12月に係る部分を除く。）及び1(6)イ 平成22年4月1日
- (2) 平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置を講ずることとした。（附則第2項、附則第3項関係）
- (3) この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定めることにした。（附則第4項関係）

◎義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（条例第62号）

- 1 給与等の特例の適用対象となる職員に主幹教諭を加えることにした。（第2条関係）
- 2 教職調整額の支給対象となる職務の級に特2級を加えることにした。（第3条関係）
- 3 施行期日

この条例は、平成22年4月1日から施行することとした。（附則関係）

◎一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第63号）

- 1 一般職の任期付研究員の給料月額を改定することとした。（第5条関係）
- 2 一般職の任期付研究員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第6条関係）
  - (1) 6月に支給する場合には100分の145に引き下げることにした。
  - (2) 12月に支給する場合には100分の165に引き下げることにした。
- 3 施行期日等

- (1) この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、2(1)は、平成22年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
- (2) 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）

◎一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（条例第64号）

- 1 特定任期付職員の給料月額を改定することとした。（第7条関係）
- 2 特定任期付職員の期末手当について、支給割合を次のとおり改定することとした。（第9条関係）
  - （1） 6月に支給する場合には100分の145に引き下げること。
  - （2） 12月に支給する場合には100分の165に引き下げること。
- 3 施行期日等
  - （1） この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行することとした。ただし、2（1）は、平成22年4月1日から施行することとした。（附則第1項関係）
  - （2） 所要の経過措置を講ずることとした。（附則第2項関係）